

平成 21 年 第 1 回 臨時 会

厚 岸 町 議 会 会 議 録

平成 21 年 2 月 12 日 開 会
平成 21 年 2 月 12 日 閉 会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成21年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成21年2月12日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成21年2月12日 10時00分	
	閉 会	平成21年2月12日 11時52分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	×	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由 紀子	○
8	中 屋 敦	○	16	南 谷 健	○

以上の結果、出席議員15名 欠席議員1名

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	松 澤 武 夫	議 事 係 長	田 崎 剛
--------	---------	---------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	豊原	隆弘
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	田辺	正保
会計管理者	柿崎	修一
町民課長	米内山	法敏
保健介護課長	久保	一將
福祉課長	土肥	正彦

(2)教育委員会

教育長	富澤	泰
-----	----	---

1. 会議録署名議員 12番 岩谷議員 13番 室崎議員

1. 会 期
2月12日の1日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成21年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成21年2月12日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	議案第1号	平成20年度厚岸町一般会計補正予算
5	意見書案第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書

厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録

午前10時00分

- 議長（南谷議員）ただいまより平成21年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の日程表の通りであります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番岩谷議員、13番室崎議員を指名いたします。日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

- 10番（谷口委員長） 10番。

- 議長（南谷議員） 10番、谷口委員長。

- 谷口委員長 第1回の議会運営委員会を先ほど9時半より開催いたしましたので、ご報告を行います。議会運営委員会の議件は、第1回臨時会の議事運営についてであります。一、町議会提出の議案についてであります。(1)意見書案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、本会議において審査することといたしました。2、町長提出の議案についてであります。(1)議案第1号、平成20年度厚岸町一般会計補正予算。審査方法は、本会議において行うこととしました。3、会期の決定についてであります。本日1日間と決定いたしました。以上であります。

- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。日程第4、議案第1号平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。

- 税財政課長（佐藤課長） 議長。

- 議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただ今上程いただきました議案第1号、平成20年度厚岸町一般会計補正予算、5回目の提案理由の説明をさせていただきます。今回の補正内容でございますが、国の平成20年度一般会計補正予算第2号、いわゆる第2次補正予算が1月5日招集された第171回通常国会に提出され、1月27日成立したところでございます。この第2次補正予算のうち生活者の暮らしの安心を確保のため家計への緊急支援の定額給付金の給付及び幼児教育費の子育てを応援する、子育て応援特別手当の支給をする追加補正について、この給付及び至急に要する準備事務経費について所要額の補正を行うものであります。なお、定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の給付に要する総額の補正予算案につきましては、次期町議会において提出させていただきたく、現在準備作業をおこなっているところでございますので、ご了承いただきたくよろしくお願い申し上げます。議案書の1ページでございます。平成20年度厚岸町一般会計補正予算5回目でございます。平成20年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の額にそれぞれ5,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,174万8千円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2ページをお開き願います。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載の通り歳入歳出とも2款2項にわたりそれぞれ576万6千円の増額補正でございます。事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入でございます。11款1項1目1節地方交付税、3千円の増。普通交付税でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金。定額給付金給付事務費補助金5,263千円の増。2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金。子育て応援特別手当事務取扱交付金500千円の増。以上で歳入の説明を終わります。続いて6ページ、歳出でございます。2款総務費1項総務管理費13目諸費5,265千円の増。それぞれ説明欄記載の通り定額給付金給付に関わる準備事務に要する経費の計上でございます。8ページをお開き願います。3款民生費2項児童福祉費、2目児童措置費501千円の増。それぞれ説明欄記載の通り子育て応援特別手当支給に関わる準備事務に要する経費の計上でございます。以上をもちまして議案第1号平成20年度厚岸町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。大変雑ぱくな説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

●1番（音喜多議員） 1番。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、歳入というか、今回提起されております国の補正にからんで歳入についてお伺いしてまいりたいと思います。昨年来、国はアメリカの金融危機に端を發して日本に影響というか、政府は声高らかに日本の経済対策、景気対策、主として金融、そしてその影響を受けてきた雇用対策。8月の総合経済対策、そして10月の追加生活対

策、そして12月の生活防衛対策、合計で補正12兆円。金融関連で63兆円に値する補正を組んだということ自信を持ってというか、大きく国民にアピールしてきたわけでありませぬ。この後、第2次補正、昨年12月の第1次補正ではその1兆8,000億円というのは、うたわれておりました、さらにはこの第2次補正で、ただ今提案いただいております定額給付金給付の問題についても提起されております。その中でトータル的にこの第2次は別にしてもです、今申し上げたように総額12兆円の政府の影響というか補正の中で、今回厚岸町は9月の定例会で補正を受けた以外に、たったと言ったら語弊がありますが、今回3千円の交付税という額はということなのかなと。昨年来、昨年末から各市町村はこの政府の対応に対して素早く対応をとってきている市町村が多いわけですね。雇用対策あるいは地元の商業、中小の関連対策。今ようやく厚岸町は重い腰を上げたというような感じで今回の定例会で、すでに決まっている定額給付金給付の準備についてはこれはしなければならぬけれども、政府がこれだけ高々といっているのに厚岸町は政府のというような経済動向に全く関知しない地域だというふうに思えるんですが、そういった状況を見るとですね、ちょっと他の町からみたら情けないというか歯がゆいというかそういった感じがしないわけでもないわけでありませぬ。そういった意味では、厚岸町はこの政府の声高らかにしている景気対策、雇用対策、全く手を打つことは必要がないという裕福な町だということか、そういう政府がいわれているようなことを全く影響の受けない町だというふうに思っているのか、あるいはじっくりと構えても町民は大丈夫よと、この後、しかと何かをするという考え方があるのか、いずれにしてもこの金額3千円から見ると厚岸の手の内は、打ち所は全くどうなっているのかなというふうに一町民だって感じているだろうと私は思うのでありませぬ。そういう意味では、隠さず今回その状況についてご説明をいただきたいというふうに思うんですがいかがですか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。まず普通交付税、交付税は3千円ということですが、ただ今提案説明をさせていただきました今回の定額給付金、それから子育て応援特別手当の給付に関わる事務経費の計上の端数処理の関係で一般財源をどうしてももたなければならない。3千円。持たなければならないということで、これは予算調整上の問題で3千円ということで、施策的に一般財源を出して今回補正を出すということではなくて、あくまでも、繰り返しますが定額給付金給付、特別手当分の関係で提出されるものでありませぬ。それからそれぞれの地域として関知しない、それから手を打つしようはないのか、今後はあるのかということですが、先ほど説明させていただきましたとおり関連経費につきましてはこの度の補正ではなくて、次期議会に提案させていただくということですが、この、ただ今の提案説明の中では定額給付金給付とこの特別手当の給付金に限っておりますが、若干の措置が国の補正に伴ってございませぬので、それらも含めた補正措置が次期議会に提案したいという考えで、ただ今準備をしているところでございませぬのでご理解賜りたいと存じます。

● 1 番（音喜多議員） 1 番。

● 議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

● 音喜多議員 ご理解できない。私にご理解できないというか、政府がそういうふうに認識の上で補正を組んだのに厚岸町は政府のそういう認識、金融から端を発して経済対策、地場産業のそういった雇用対策、そういうものは全く認識していないというふうに思います。今言われた定額給付金給付と子育て応援特別手当の事務費。これは重々わかりますし、事前の対応としてはやらなくてははいけない。しかしながら他の市町村においては政府のそういう素早い対応と申しますかどうかわかりませんが、各地域でそれなりの困難さをきちっと受け止めて素早い対応をしているわけですよ。そういう意味では繰り返しになりますが、厚岸町はそういう緊急的な経済あるいは雇用だとかそういったことは全く関係ないと。この3月まで待たないと、というか3月というか、定例会が来るまでは大丈夫だという認識なのか。であれば冬にいつもこういう認識としてですね、中小のいわゆる土建業者というか、建設業者。冬の雇用対策というのはあったんですが、全く、今、そういう認識もないしそういう状況にもない。いわゆる私はこの町の経済、雇用の面からどのように考えているのかというわけです。だから次期の3月まで待てばいいんだ、雪解けまで待てばいいんだといわれておりますけれども、それじゃあ12月、1月、2月、3月、この4ヶ月間厚岸町はそういう雇用、経済的にも全く関係ないという地域であるというふうに、私は、町の方は認識されているだろうと思うんですが、改めてどのような認識をされていますか。

● 議長（南谷議員） 税財政課長。

● 税財政課長（佐藤課長） 再度ご答弁申し上げます。繰り返しになりますが、議員ご指摘の部分につきましては、今回のこの補正予算以外の国の政策、いわゆる2次補正等を含めた各団体の素早い対応について厚岸町はどうなんだということでございます。12月から1月、2月、3月何も手を打っていないということでございますが、先ほど申し上げたとおり次期議会にそれらを含めた国の補正、それから本日、道議会の臨時会が開かれているようでございますが、これも国の補正を受けた、要するに関係で各種雇用対策の基金ですとかその辺の情勢の関係が出されているようでございます。それらも含めましてこれは21年度予算とそれと20年度予算にまたがるものでございます。その辺が総合的に今後トータル的に集約されて厚岸町のそういう国の考え方と、考え方を統一して、予算措置をしていくこととなるように考えていますのでご理解賜りたいと存じます。

● 1 番（音喜多議員） 1 番。

● 議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

● 1 番（音喜多議員） 課長の言うのは苦しいというか、逃げというか、たったと言ったら怒られます。叱られます。3千円なら私も持っているというか、そのように申し上げておきたいと思えますけれども、国から今回の関係で厚岸町にいくらきていると思えますか。国の第2次含め、12月末までの。それだけの金額がきているのに正直言って3千円ですかと、厚岸町には3千円しかきていないんですか、改めてお尋ねしますが。隠さずいくらきていますかはっきり言っていただきたいと思えます。それで、さきほどから言っている仕事をこの冬場、雇用対策として、冬期対策として何もしないということにはいささかのんびりすぎるんではありませんかというふうに私は思うのであります。昨年来から未曾有という話題になった言葉もありますが、そういう危機を持っていないというか、中小の金融対策や地場産業、あるいは雇用対策。今も続いているわけですが、厚岸町はね、そういった素早い対応、メニューが乏しいのかわからないけれども対応が非常に遅いと私は思います。こういう時代に。まあ、本当に、今回の補正を見て厚岸町はいつ、しっかりと出てくると思ったら、もう、3月ですよ。あつたかくなりますよ。冬眠しすぎますよ。ま、冬眠していれば一番いいんですけれども息しないで。しかしそうはいかないんですよ。ま、そういった今回の政府との対応の中で、厚岸町はこの期間、全く打つ手が無いという点、本当に情けない気がしますけれども、その見解、それからさきほどお話しした厚岸町はどのくらいの金額がきて、後は3月の定例会まで何日もありませんよ。もう既にできていると思うんです。冬場だからしばれていればいいという思いなんでしょうけれども、地域の人方、脈々と生きているわけだしそういうじっと息を殺しているわけですから、そういう町は素早い対応をとるか空気をもてないということが何となく、この町はという気がします。その点いかがですか。

● 議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

● まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思えます。1番議員おっしゃる部分につきましては、国の第1次補正の事業に関わる部分それから第2次補正に関わる部分。厚岸町にどのくらいのいわゆる財源というものが交付されるのかということにつきましては、まず、第1次関係で安心・安全実現という部分でございますけれども、これが2,840万円ほどの額に相成ります。一方、第2次補正の生活対策、これに関わる部分ですが、厚岸町に今示されているのは、2億4,100万円ほどの金額に相成るわけでございます。これらにつきましてはさきほどから税財政課長の方からお答えしておりますけれども、次期の議会、こういったところにおいて提案をいたしたいということでお答えしているわけでございます。1次補正の関係につきましてはこの事業の申請関係といいましょうか、国との調整、こういった作業が進められておりまして、これについては当然この事業にあわせた事業メニューをもって厚岸町でも行っていく。それから2次補正の関係でございますけれども、これの関係につきましても当然これに該当するといいいましょうか、それに見合う事業について厚岸町においてやはり経済対策、こういったものに繋がるものについて取り組みたいということで行っております。ただご案内のように2次補正の関係につきましては、いわゆる財源手当となるための関連法案、こういったような部分が現在国会においても審議中でございます。ですからこれらが定

まった段階においてきちっと言える交付金の部分が確定される。このように理解をしておりますので、そういった動向を見ながら厚岸町においては提案をいたしたいということでございます。決して、この、国が進めていますいわゆる経済対策におけるそれぞれの施策、これに厚岸町はのっかからないということではなくて、当然、のった形の中で地域経済、そういった部分に取り組んでいきたい、これは当然のことでございますので。ただ提案する時期の関係でございますけれども、厚岸町は今言いましたようなそういう作業の流れ、それからその2次補正のいわゆる成立といいたいまいしょうか、そういったような部分の状況を踏まえながら、提案をいたしたいということでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「答弁漏れ。」の声あり）

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

（休憩時刻 午前10時24分）

（再開時刻 午前10時25分）

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●副町長（大沼副町長） 議長。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ちょっと私の方から補足をさせていただきたいと思いますが、現在、国で2次補正に関する予算については、決定されておりますけれども、これに関わって厚岸町に交付されているお金は、未だ、1円も入ってきておりません。それぞれの市町村で独自の緊急雇用対策というものを打ち出している町村、管内でも何件かございますけれども、これはこの時点で先ほどご質問者がいわれたとおり、自主財源で行うということを決められたものでありまして、厚岸町におきましても議論を、たとえば森林の枝打ち作業等々をやれるかやれないかというようなことも議論をいたしましたけれども、まだ、その、他の町村と同様の対応をするというところまで至っていないというのが現状であります。今、国の方から示されております緊急雇用創出事業というものが厚岸町には2億4千百万円ほど交付される見込みであると。それに関わる事業メニューというものをとりあえず北海道の方に出してほしいと、どういうメニューでいくらかかって、雇用の創出効果がどれくらいあるのかということの内々に、内々にといいますが、そういう調査が入ってきておりまして、その事業メニューづくりの作業を今、進めているということでございます。この見通しがきちっとたった段階で素早い、素早いといいたいまいしょうか、すぐ対応していないんじゃないかという話がありますけれども、早い段階での

補正を上程させていただいて、この作業については、繰越、要するに20年度の予算をもって事業そのものは21年度に繰り越さざるをえないだろうと、こういう積雪寒冷の地域でありますから、それを直ちに利用執行するというのがかなり難しいという状況を勘案しますと、繰越明許でお願いしなければならないだろうというふうに今、考えておりました、その作業を急いでいるところでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 今回、この議案の説明資料、提出されているんですけども、これについては何も説明がないんですよ。せっかくこうやって提出されているんですけども、このことについて説明がされていないということで、ちょっと伺いをいたします。この鳴り物入りの定額給付金なんですけど、2兆円もお金を使うのであれば、もっともっと有効な使い方があるのではないかなと。厚岸町に1億8千万円近くですか、のお金がくるわけですよ。8千万円以上か、事務費を含めると。そうするとこのお金がもし、厚岸町で有効に使うことができれば、さらに効果を上げることができるのではないかなというふうに私は思うんですけども、これは国会で決まったことでありますから、これをさらに決まった内容で有効に生かしていくということが非常に大事ではないのかなというふうに私は思うんですよ。それで、事務費が1千150万円ですか、そうするとこの事業費の方のお金が1億7千449万6千円ということで、このお金を有効に回していく、あるいは地域の経済に、活性化に繋げていくと言う対策も同時に考えるようなことをこの事業をするにあたって、その、厚岸町あるいは商工業団体等の連携というものが必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことでこれについては、現在までどういう取り組みが町として行っているのか、あるいは商工会、あるいは商業団体等がどういうアクションをおこしつつあるのか、その辺について伺いをしたいというふうに思います。それからこの定額給付金についてでありますけれども、今回の資料を見ますと、給付方法が郵送申請方式あるいは窓口申請方式それから窓口現金受領方式というふうになっていて、それぞれその振り込みによる受領だとか受給だとか、窓口で受給するだとか、金融機関の窓口による受給だとか、それから役場の窓口での受給というふうになっておりますけれども。この給付金というのは、例えば、役場の公納金、こういうものが、もし未納になっていた場合にはこれはどういう扱いをするのか。あなたは、例えば税金を納めていませんよだとか、それから家賃が滞納になっていますよ、病院代が払われていませんと、保育料が収められていませんというような場合には、こういう人たちについてはどういう対応を取られるのかお尋ねをいたします。それから、今回のこの問題でも、その詐欺的なことがあちこちで始まっているということで、厚岸町でも一部、防災無線でその注意を喚起していますよね。今日、議会が開かれた後、いうことも今度はもう給付されるのではないのかなというようなことが、一気に町内で広がる可能性も無いとはいえないと思うんですよ。これの具体的な予算はまだ国会が通っていませんから、これはその後にならないと支給になっていかないんです

けれども。これについてはやはり周到な対策というものを取っておかないと、その、個人情報管理の仕方だとかというものも含めて、しっかり対応しなければわずか1万2千円、8千円をたして2万円というような額、それを受け取るためにその何倍も、下手をすれば何百万円もなるような額が、この振り込め詐欺等によって引き落とされるようなことがあってはならないと思うんですよね。ですからこれについては十分な対策をとっていただきたいというふうに思いますので、その点についての今、対応はどの様に考えているかお伺いをいたします。それから今回この定額給付金と子育て応援特別手当なんですが、これについては、少し説明をしていただきたいと思うんですよね。この制度は非常にこう、ある意味不十分な制度ではないかなというふうに思うんですけれども、これについて総務省の定額給付金の支給に当たっての対応については、連動させろというような指導が入っていると思うんですけれども、これについてももう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、私の方からは、定額給付金に係る関係について、ご答弁申し上げたいと思います。最初に、いわゆるこの定額給付金の給付にあわせた、いわゆる商工業者等との、いわゆる地域にこの経済効果が少しでも起きるようなという取り組みがないのか、そういうような計画がないのかというご質問でございます。もうすでに新聞等でご案内のように各地区においては、プレミアム付き商品券の発行であるとか、こういったような部分、これが商工会等で取り組んでいるという部分が報道もされてございます。厚岸町におきましても商工会におきまして、これは商業部会というのがあるのですが、そちらの方で検討協議されたというふうに情報をいただいております。結果といたしまして商工会ということではなくて、それぞれにあります商店会。これが連携した形の中でそうしたプレミアム付きの商品券なるものの取り組みができないか。そういった方向でさらに検討をするというふうに伺っております。厚岸町の場合は他の町村等と比較しますと非常に大きな、大規模店舗があるというようなことがありまして、前回の地域振興券のいわゆる流れという部分も評価しますと、商工会という全体の中で取り組むのではなくて、それぞれの加盟している商店会の中で取り組んだ方が、いわゆる地元の零細小売企業に対する影響と、そちらの方が期待できるのではないかと。こういう考え方の中から今、そういったような取り組みの中で検討がさらに加えられると。このような状況に相成っております。それから続きまして、給付金の給付、受領に関わる関係でございます。先ほど方式の中で振り込み方式とそれから現金給付方式というふうにこちらの方でも書いておりますけれども、概要の中にも記載されているとおりでございます。基本は口座への振り込みということになります。現金給付というのは、どうしても口座振り込みができないという部分に限って特例的にそういった現金給付をせざるを得ないだろうというふうに考えておりますし、そういうような形で進みたいということでございます。それからこの定額給付金につきましては、ご案内のように非課税の扱いというふうに相成っております。それでこの定額給付金の目的というのは、あくまでも生活者のいわゆる景気後退での不安に細かく対応するということ

で、家計への緊急支援を行うという部分が目的の一つに入っております。それで給付主体である市町村が、その給付金を、いわゆる他といいたいまいしょうか、税であるとか公納金であるとかこういったようなものに回すといいたいまいしょうか、押さえてしまうというような部分については、その家計への緊急支援という趣旨からはずれないというふうに考えておりますし、国自体の全体的な考え方もそういうような考え方でおりますし、我が厚岸町も当然その辺の趣旨を踏まえながら、そういったことは行わないというふうに考えてございます。それから3番目でございます。この定額給付金に伴います、いわゆる詐欺、振り込め詐欺といいたいまいしょうか。そういう形の中で現実的に道外ではこの給付金に関わるそういう詐欺まがいの連絡が入ってきているというような情報をいただいております。それで警察の方もこれに、定額給付金にあわせまして、基準日の2月1日ということでございますから、今月は協調しようということでATMへの監視だとかそういった部分、こういったものに力をいれていくという形で現在取り組んでおりますし、金融機関においてもそういうATM操作にあたっての振り込め詐欺防止のための取り組みという形も進めております。厚岸町におきましても1月の広報の時にチラシという形で配布させていただきましたけれども、こういったことが誤解といいたいまいしょうか、もう既に給付が始まるというような誤解のないように、これは防災無線等々を通じながら随時注意喚起していかねばならないだろうというふうに思っております。ただ、もう一つ一番大事なのは、高齢者であるとか障害者であるとかこういった方々にきちっと理解していただく。その人がたをサポートしていかねばならないということがあろうかというふうに思いまして、実は先般、民生委員の定期会議もありましたけれどもこういった方々に今、この国で行われている定額給付金制度の概要を説明申し上げると共にこういった振り込め詐欺防止のために、ひとつサポートをしていただきたいということで、こういった被害にあわないための留意事項等々を含めまして、お願いをして協力をいただくというような取り組みも行っているという状況でございます。そういった関係者からの多方面のアプローチによりまして被害を防止するような手段を今後もとっていきたい、このように考えております。

●福祉課長（土肥課長） 議長。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私からは、子育て応援特別手当関係について、申し述べさせていただきます。2点ほどご質問があったかと思っております。定額給付金との連携についてということのお話だったと思っておりますが、スケジュールそれから今後の対応、あるいはどういった準備を進めご案内を申し上げるか等の打ち合わせを何度かしておりまして、私も子育て応援特別手当につきましても定額給付金のこれからの日程のスケジュールにあわせながら同じような対応を取らせていただきながら、また、我々は定額給付金支給のプロジェクトチームの中にも入っておりますし、それと一体となった中で子育て応援特別手当の支給に関する事務も進めたいと思っております。ただ、これを全部含めてやるのではなくて、定額給付金の部分については定額給付金の部分、それから子育て応援特

別手当の部分についてはまたそれは別に、全くそれがごちゃごちゃになるような話にはならないようにできるだけわかりやすい形で、ただスケジュール的には、同一的な行動の中で扱っていきたくてこのように考えております。中身については、お手元に1号説明資料ということで、福祉課対応と言うことで示させていただいております。新聞等々で定額給付金の方は大きく取り上げられている中では、なかなか見えずらい部分があったのかという部分がございますので、若干この場をお借りしまして説明をさせていただくとすれば、まず、この目的につきましては、この財政事情の厳しい事情に鑑みて多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、この20年度の緊急措置として単年度のみ措置として小学校就学前3年間にある第2子以降の児童に対してこの子育て応援特別手当を支給するという内容のものです。実施主体は厚岸町です。対象となるべきその子供たちの範囲というのは、そこがございます大きな1、2がございますが、1についてはすべての条件を満たす場合。2についてはそれぞれ住民基本台帳に記載のある方々ということになります。これをかみ砕いて申し上げますと、一人目が18歳、すみません、二人以上の方が3歳以上18歳未満までの方がいると、その内一人の方が3歳から5歳までの3年間にある方。この方が二人目、あるいは三人目の場合について、その一人について3万6千円を支給するという内容のものです。ですから単に2人いるからこれの支給があるということではありません。3歳から5歳までの間に二人目の方がいらっしゃるという条件があるということがございます。もっと簡単に言いますと高校生がいて小学生もいると、でもこの方は3歳でも5歳でもありませんので、該当になりませんのでこういう方の場合にはこの制度にはあたらないと言う内容のものです。様々な事情がいっぱいあるかと思われ。それでそれについてのQ&Aもいろいろ国からきておりますが、今ここで申し上げられるような内容ではございません。膨大な内容です。今後も実施されるまでの間には様々な条件の家庭環境等を含めた中でのQ&Aが作られていくと思っておりますが、それはその時点で対応せざるを得ないものと考えてございます。あくまでもこれは世帯ですから世帯主にお支払いをすると言う形になります。簡単に申し上げますと世帯主がおじいちゃんになっていると、その子供さんが2人いて、子供さんの世帯があって、それぞれ1人ずつ子供がいると、そういった場合もどちらかの子が18歳、どちらも18歳以下でどちらかが3歳から5歳までのある方がいれば、そういう方も対象になるよという制度になります。あくまでもこれは今もお話のありました詐欺等々いろいろな事情もありますし、それから事務手続き上の煩雑等、なるべく簡単に政府方針では年度内にできれば、完了までいかなくとも進めてほしいとそういう子育て応援特別手当の制度でございますので、いわばスムーズな運用を図るためのできる限りの口座振替をお願いしていきたくて。この場合は児童手当等々の支払いが都度都度行われておりますので、口座が無いということはない、あまり考えられませんのでそういった意味ではスムーズな事務作業が行われるものと考えているところでございますし、それからご案内ももちろん申し上げますと同時に広報、チラシ等を含めて制度の周知を十分な対応を図ってまいりたいと思っておりますし、これは支給を開始してから6ヶ月以内までの猶予、期間がございますので、その中で十分な広報なりお知らせをはさんで対象となるお父さまがいらっしゃる時にはどんどん速やかにお支払いをしていくと言う対応を図ってまいりたいと思っております。基本的に繰り返しになりますが、事務作業

については、定額給付金と同様の対応を図っていきたいと思っております。

●10番（谷口議員） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 定額給付金について、地域で効果を上げるということについては、今、まちづくり推進課長の方からお話ございましたけれども、その地域の業者、商工業者の対応と申しますか、これに、やはり町としても応援することが必要ではないのかなというふうに私は思うんですね。それでないと、その前回の地域振興券の時には、話を聞きますと大体7：3でなかったかなというふうなお話がありました。そのスーパー等に7割、そして地元の商店等には3割というふうなことであったように聞いているんですけれども。その数字が正しいかどうかというのはわかりませんが、少なくともこれが地域の、町民の皆さんが大いに使うと、消費に回すということと、地域の商工業者の方にもそれがきちんと回っていくというふうな対応をとらなければせっかくの施策が愚策になってしまうのは、私は困ると思うんですね。この問題についてはいろいろな意見もあったし、議論もしてきているわけなんですけれども、せっかく1億7、8千万円のお金が厚岸町におりてくると。そのお金がどこかに吸い込まれるように吸い上げられて、その効果はどこにあったのだろうかということになっては困ると思うんですよ。ですから、これを実際に支給されてそれから消費に回す段階で、どういう対応をするのかということについては、やはり関係者と緊密な連携を取りながら有効な手立てをきちんと打っていただきたいというのが私の願いなんですけれども、これらについて、やはりもう少し町もリーダーシップを発揮されまして、対応をしていっていただきたいというふうに考えます。それから振り込め詐欺等については、今、説明がありましたので、あれなんです、この給付金の振り込みについてお伺いしたいんですけれども、これは全てのここに住所を有する人、全てということになっていますよね。外国人も含めて。それで先ほど音喜多議員の方で、雇用の問題が非常に深刻な状態になっているということで、私どももたびたびお願いをしておりますけれども、この厚岸町の町内の労働者の雇用もぐっと狭まっていると思いますし、あるいは季節的に働いている仕事も、公共事業が今、減っていますから当然、その働く仕事の量も減っていると思うんですね。その他に町外に出て働いている人も沢山おられるはずなんです。それで私もちょっと気になったんですけれども、町外に出ていてる人たちが、あの新聞の報道のような、マスコミの報道されているような状態になっている人がいるんじゃないかということなんです。それで一部の人に私も聞いたんですけれども、静岡に行っているんだけれども、結果的に仕事が無くなってしまって1月末で入っているところを出なければならぬ。ただお金がないので帰ってこれないと。その間に仕事が見つかるかどうか分からないということで、その後、聞いているんですけれども連絡はとれないというふうな状態になっている人もいますよね。現実的に。ですからやはりこういう、その定額給付金を支給しなければならない時期でもありますが、雇用問題も非常に深刻になってきている、あるいは町の財政に与える影響も、その雇用が無くなれば当然、納税等にもそ

の影響は出てくるのではないか。あるいは残された家族のその住民サービスが受けられないというようなことに波及しては困ると思うんですよね。ですから実際、たとえば生活保護、向こうに出稼ぎ等に行っている人がどのような状況になっているのかということ、個別に調査することはなかなか困難だと思いますけれども、やはり広報等、あるいは町の窓口でそういうことを相談しますよというようなことをきちんと、こういうものを設置しましたと。ですから相談にきてくださいというような対応を町としてもすべきだと思うんですよ。今回の定額給付金も結果的には結構な人が受け取れないという人が沢山いるわけでしょう。その路上生活者だとか。だから町内の住民でありながら結果的には出稼ぎに行っているけれども、その人たちが今、どういう状況になっているのかということもやはり、こう、心配だと思うんですよね。そうするとたとえば残された家族の方々にそういうことを相談する窓口が厚岸にありますよというような対応をしていただきたいなというふうに思いますし、いわゆるDV被害者というか、そういう人たちに対しても厚岸に現実にいるかいないかちょっとわかりませんが、そういう場合にはどう対応するのかきめ細かく対応をする準備を、この準備をすると同時に行っていたいただきたいなというふうに思うんですけれどもどうでしょうか。それから子育て応援特別手当なんですけれども、これはあの年齢が3歳から5歳ですよ。対象者がね。子育て応援特別手当って、これ、国の方で決めたのもう決まってしまってからどうしようもないんでないかというふうになりますけれども、子供の配置といたら変ですけども、その家の子供の働き方によって、非常に不合理な制度なんですよね。したって、たまたま3歳から5歳に子供がいれば、1人3万6千円ですか、3、4、5って3人いれば3人分、2人いれば2人分ですよ。ところがこれを1つ下回っただけで、その子はもう対象になりません。1つ上回っただけで対象になりませんと。5人いるけれども1人しか3歳から5歳の間に子供がいなくて3万6千円しかもらえない。3人子供がいて、その間に2人いれば7万2千円であるというような制度ですよ。まったく子育て応援とはいわずらいのではないのかなというふうに思うんですよ。お金がどこにかかるか、あるいは病気を子供たちがね、どういう状態で病気に多く罹る率が高いのかとか、いろいろなことを検討された上できっとやられたと思うんですけれども、それにしても非常に不平等がありすぎるなというふうに考えるんですけれども、これについてさらに改善の余地はあるのではないのかなと私は思うんですけれども、これについてどう考えているかもう一度お伺いします。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。まず、定額給付金の地元への経済効果のあるような取り組みへの支援ということでございますけれども、既にご案内のように定額給付金というのは、いわゆる現金の振り込みになりますけれども、現金が支給されるということで、何に使うかという部分は、これは給付を受けた方の選択ということに相成ろうかということでございますけれども、その目的の中には経済対策という部分もございまして、これはやはり地元でできるだけ経済効果が及ぶような形というのが望ましいといいたいまいしょうか、そういう形なわけでございます、そうい

った取り組みが現実的に行われてきておりますし、厚岸町においても先ほども申しましたように、厚岸町のこの商業環境、おかれいる商業環境の中を見ながら、より、いわゆる地元の零細小売の方に経済効果が及ぶというような部分での取り組みという部分について検討はされているということでございます。町の方といたしましても、そういった推移を見たいと思えますけれども、やはり経済対策の部分で地元にかにおろすかという部分につきましては、行政の方からこうやれということではなくて、やはり実際にそういう部分に取り組む商工業者そのものの意識の中でいかにお客に来ていただくか、それも一時的ではなくてそういったものが継続していくような取り組みに展開がいかに行えるかという部分にかかってくるというふうに私は思っております。そういったようなことも踏まえながら今、さらに検討が進められているということでございますので、その辺の推移を見たいと思えますし、町の方といたしましてもそういったような取り組みの中でできるものであれば支援をしていきたいという考え方は、私どもは持っております。中身については、まだ、今、どうするこうするということは当然、言えませんけれども、そういった推移を見たいというふうに考えております。それからもう一つの給付金の関係でございますけれども、これにつきましては2月1日現在厚岸町に住民基本登録がされているかどうかということで判断をいたします。ですからその後、厚岸町から離れている方であっても厚岸町でその方の分は厚岸町から給付されるということでございます。基本的には口座振り替えということになりますので、いわゆる厚岸町まで、いちいち窓口までこられなくてもいいということなんです、実際、厚岸から離れている方のところにこの給付金が給付されますよということ申請がこちらの方にきちっと申請が出されるかという部分になってくるのかなというふうに思います。ご家族が厚岸におられて単身で出稼ぎに行かれているという方にとっては、当然ご家族の方に通知がいきますので、そういった連絡の中で申請があがってくるものというふうに思っておりますけれども。ただ、郵送したんですが、そのものがいわゆるどこに行っているかわからない、こちらの方ではですね。町の方ではわからない。あるいは郵便局の方でもわからないという状況の部分、これをどうするのかというのがちょっと課題となってくるのかなというふうに思っております。町はこの給付の案内、申請書の送付につきましては現在、簡易書留での発送という部分を考えております。これにはそれが確実にその給付対象者の世帯の方に届くということの狙いのほかに、もしそこに行ってもですね、要は1週間なり10日いらっしやらなければ戻ってまいります。そうしますとその通知がその方にきちっと伝わらなかったということがこちらの方では把握ができるということですから、ではその人がたにどういう連絡方法があるのかというような部分について次の手を打っていかねばならないというような部分がありますので、そういった取り組みの中で、どうしてもわからないという部分があるかも知れませんが、そういう中で給付を受けられる方にそういった手続き、給付の意思がある方については、申請ができるというような態勢をとってまいりたい、このように思っております。それから相談の窓口という部分でございますけれども、いわゆる労働者の相談窓口という形については商工の雇用推進係の方で、一応設けてあります。設けてありますけれども、いわゆる窓口があるよという部分の連絡といたしまししょうか、逆にそう言った部分が連絡がいくようであれば、こちらの方でも窓口があるよというような連絡が届くようであれば、逆にこ

ういった通知関係、情報等についても届くのかなというふうにも思いますし、それ以外の相談についても当然私どもの方、通常の中でいろいろな相談がありますけれども、そういったものについては特別な窓口ということではなくて、係のもっている窓口の中で対応を行ってきているということですので、そういう点ご理解をいただきたいなというふうに存じます。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私からは子育て応援手当に関するご質問、2点ほどあったというふうに記憶してございます。1点目につきましては、どうして3歳から5歳までの間にある子に対しての手当なんだというご質問だったというふうに記憶してございます。これはあくまでも国の施策としての考え方に基づくものでございますが、今の厳しい財政事情に鑑みて、大変この幼児期の子育ての負担が大変大きいという中では、3歳から5歳までにある子は多く、保育所、幼稚園に通う場合が大きいといった場合にその負担を軽減する意味合いからもこの3歳から5歳までにある子の時機を捉えまして、それに対する経済的な負担をまず補うということと、多子世帯、2人、3人と子を持つ世帯の経済負担は大きいものがあるということも含めて、2人目以降の経済負担を軽減すると。これは、あくまでも20年度に限った緊急措置としての制度でございますので、それを制度化を図ってこれから数年間施行するというものではございませんで、一定の期間の一定の時期にある子に対しての経済的な負担を補うものというふうに私どもは認識しておりますし、Q&Aの中にも同じような内容の回答がございまして、さらにはその0から2歳の方々につきましては、今現在、平成19年4月よりですね、児童手当につきまして5千円のところをプラス5千円、1人あたりですね、プラス5千円を毎月、加算措置を今、行っております。これは早くからの子育て対策支援として行っているとそういったことを含めまして、今回は0、2歳までの方々については対象にせず、概ね保育所等の負担の大きい3歳から5歳までの方々を対象にするものとして政府の検討がされたというふうに聞いてございます。できれば子育て支援という意味合いでは多くの方々に平等といいますか、そういう支援ができればそれにこしたことはございませんが、やはり国も財政事情等を考えて、しかもそういった子育て支援の在り方等々を踏まえながらですね、この年齢期に対象を絞ったというふうに国の説明の中では聞いてございますし、我々はそういった考え方の下に進めざるを得ないものというふうに考えてございます。

●10番（谷口議員） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） あの、話はわかりましたけれども、一つ、その、やはりこの給付金事業が結果的に厚岸町におりたけれども、その生活支援にどういう効果があったのかあるいは経済効果としてどうだったのかということが、ある程度は目に見えるような効果が出なければその意味はないのではないのかなと私は思うんですよね。なにかこう砂に

沁み込んでしまって、それはどうだったのかなと。4月になってもそれほど町民が嬉しそうな顔をしていなかったと。あるいは5月になつては、もうさらに頭が下がってくるようなそんな状況では困るんですよね。それから商店街もちょっと活気が出たなというようなことが目に見えてこなければこの政策をやった意味がないのではないかというふうに思うんですよ。全然お金が動かなかったぞということには絶対ならないように、町長、一つよろしく対応をしていただきたいなというふうに考えますので、抜かりない対策を、手だてを取っていただきたいなというふうに思います。それとやはりその一人残らずもれなく給付がされるというような手立てをとってほしいのと、逆に変なことにならない手だても忘れ無く打っておいてほしいなというふうに思いますので、その辺についてもう一度お伺いして私の質問を終わらせていただきます。

●町長（若狭町長） 議長。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。このたびの定額給付金をはじめ、それぞれの給付金につきましては、特に定額給付金、ご承知の通り、住民一人一人に給付をされるわけでありまして、私はそういう点を考えますと、直接消費に繋がるであろうと期待をいたしておるところであります。そういう中で町長といたしましては、できれば地元で使っていただきたい。そのように町民に願うところがございます。そして結果的には厚岸町の経済、景気浮揚に大きく結びつく施策として、厚岸町としてもこれからも取り組んでまいりたい、そのように考えておりますのでご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） はい。定額給付金の事務執行、こういった部分にあたりましては、少なくとも定額給付金を受ける意志のある人には、給付金っていくというような形の中です、そういった部分、こういう制度があるというような部分をできる限り届くような手立て、こういった部分について取り組んでまいりたいと思っております。一方、いわゆる振り込め詐欺等のそういった被害の防止、こういった部分につきましても、さきほど申しましたようないろいろな手、こういうものを適宜、随時図りながら進めてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●13番（室崎議員） だいたい大きな話は終わっているので、小さなことで2、3確認の意味を込めてお聞きいたします。まず、地域振興策については今、町長がおっしゃったことにつきると思っておりますけれども、ちょっと1点お聞きしておきますが、厚岸町としてこの定額給付金制度でできることは、現金を手渡すなり振り込みをするなりの方法でお

金を渡すというところまでですよね。地域振興券とかなんとかというものに替えて厚岸町が交付するということは不可能ですよね。その点、確認しておきます。それから給付対象者ですが、これを見ますと、それともう一つ子育て応援なんか手当もそうなんですけれども、21年2月1日の住民登録者とうふうに、もう確定していますね。そうするとマスコミ等でもって、たとえばDV、ドメスティックバイオレンス、家庭内暴力ですか、そういうことでもって、住民登録が不可能であると。それをやるということとおっかない人が追っかけてくるわけだから出せない。というようなことで、シェルターだとかそういうところで匿われている人は、2月1日には、もし厚岸にいたとしたらですよ、登録していませんよね。そうすると今更、もうすでに手の打ちようはないということですね。2月1日です。その点も確認しておきます。それに関してもう一つはですね、2月1日が基準日になってそういうものであるとするならば、当然、そういう事情があって登録をしていない人の相談にのったり、あるいはそういうことをPRしたりしてたと思うので、この点についてどういうことを行ったかご説明をください。それからですね、先ほど非課税という話が出ました。れでちょっと確認の意味でお聞きするんですが、確か、正確な名前はわからないんですが、扶養者控除というのかな、扶養家族控除というのかな、そういうものが税金の中にはありますよね。それで例えば加工場だとかいろいろなところで、家庭の奥さんが、いわゆるアルバイトをしているんですが、その時には非常に期間を計算しまして、確か103万円だったな。そこの頭が出ないように計算していわゆる仕事をしているというのが、この町ではたくさんいますよね。そういうところにこの給付金がぽんと入ることで頭を越えてしまうと、いただいたお金よりはるかに多い税金がかかるようになっては困るなというような話があるんですが、この点については別建てになってこういう心配はしなくてもいいものなのかどうか。その点についてお聞きしたい。それともう一つですね。生活保護家庭です。生活保護家庭の生活保護の給付金というのは、足りない分を補うわけですよ。だから別に収入があるとその分が引かれますよね。その生活保護に関してそういうことになるのかどうか。そうであれば有難味がなにもないわけです。個人にとっては。その点についてもどうなるのか。そのあたりについて、町でもってできるものとできないものがあるかもしれませんので、そういうことを含めてお聞かせを願いたい。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。まず、最初の給付金の性格でございますけれども、町ではあくまでも現金、口座振替、手渡しは別としまして、現金での給付ということになります。それでそれをどう使うかというのは、給付を受けた方々の選択ということに相成ります。ですからその給付を受けたもので、例えば商工会なり商店会なりいろいろな団体で取り組むセールであるとか、プレミアム付きの商品券であるとか、そちらの方を買い求めてさらに消費者の方の利益になるような形で取り組むかというのはまた別、自分の選択でそちらの方になるということに相成ります。おっしゃられるとおりでございますのでご理解願いたいと思います。それから給付対象者、あくまでもこの21年の2月1日の住基状況ということになりまして、実は、例えば、出て

おりませんでしたけれども、仮にホームレスの方がいらっしゃって、職権で住民票が今、どこにもない状態にあると。それからいわゆるDVの形の中で申請するにも申請できない。こういうような状況については、その後申し出ていただいたら給付対象にするような手立てを行うということになってございまして、これらにつきましては国等におきましてもいろいろこれから給付金の制度を周知するうち、全国レベルの中で、そういったことをやはり訴えていかなければならないだろうとこういうふうに思っておりますし、そういった部分とタイアップしながら私どもも周知していきたいと思っております。実は1月の時点で厚岸町は、住民登録正しく行われていますかというようなチラシを出させていただきましたけれども、その中でもDV被害者保護のための住民基本台帳上の取り扱いというようなこともありますので、申し出て下さいというような呼びかけを行っておりますし、このDVの関係では警察との調整もでてまいりますので、そういったところの連携等も密にしながら、その給付にあたっては万全を期していきたい、このように考えております。それから3番目、給付金はさきほど申しましたけれども、税法上非課税の扱いになるということでございますので、いわゆる所得としてはみない。税法上の所得としてはみないということに相成っております。それからもう一つ、生活保護上の関係でございましてけれども、収入認定の中に入ってくるものには、除きますというような基本的な考えが国の方から見解として示されてございます。厚岸町においてもそういう見解に沿った形の中、あくまでも目的であります緊急的な生活支援という趣旨に沿った形の中で対象としないというような取扱いをしていきたい。いわゆる収入の中に加えないというような取扱いをしていきたい、こういうふうに考えております。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 子育て応援特別手当に関しての生活保護上の取り扱いでございますが、これは一時所得とみなすと、定額給付金とはまた別な取扱いをするという考え方が今、進められております。生活保護の方については、これを収入認定にしないということで今、進められているというところでございます。ただ、他の方につきましては、一時所得としての、所得になるのでそういう指導なりをしてくださいというQ&Aの状況ではあります、今、きている状況にあります。ですから定額給付金とはちょっと異なる取り扱いになると考えてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●13番（室崎議員） 生活保護に関しては別枠になるということがわかりましたので、それはいいです。それからいわゆる扶養家族控除というのが、その場合について定額給付金については問題がない。しかし子育て応援特別手当については、これはそうはなりませんよと。だからその給付を受けるといって103万円を超えた場合には、ぽんと税金がかかってきますよということですね。それについては、特にこういうものをいただいて大変ありがたい家庭、そして生活保護まではいっていない、いっていないという言い方は失礼ですが、あの生活保護を受ける状況ではないけれども、しかし、3万何某の一時

金があたることは家計にとっては大変ありがたいという家庭がですね、いわばポンプの呼び水みたいに3万6千円を受けた途端にぼんと税金がかかって、それ以上のものを持っていかれてしまうのでは、一体何のためだということになりかねません。したがってそこのところは、これ、あれでしょう。結構でございますということは当然、言えるでしょうから、そこは十分注意して下さいということは、これはやはりきちんと周知していただきたい。そうでないと言葉は悪いんだけど、こういう家庭の対象者にとっては、そしてその後税金がぼんと増えたというようなことになれば、まるで後ろからぼさりだまし打ちになったというようなことになってしまったんではですね、担当者としても大変つらいと思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいということです。それから2月1日に住民登録ができていないんだけど、特別事情があるという場合には、今後相談に応じるという話がわかりましたので、この点についてもですね、やはり周知を徹底していただきたい。そんな人が何人いるかわかりませんよ。ですけれどもその点についてもお願ひしたいということです。それと振り込め詐欺については、万全を期すということがわかりましたので、申し上げる必要はないんだけど、ただ、先ほどの答弁の中に、消費者被害に関する連絡協議会の話が一言も出てきていないんだけど、あれはもう寝てしまったんですか。それとも今も動いているんでしょうか。そこを含めてもう一度その答弁をしていただきたい。以上でございます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、定額給付金の関係でございますけれども、さきほど申しましたように、厚岸町だけではなく全国レベルということの中でございます。なかなかチラシを出してもそういう方に届かないというような部分もありました。そういう全国レベルでのいわゆる政府でのPR、こういったようなものも進められているでしょうし、私どももそれとタイアップしながら出来得る限りの周知に努めたい、このように考えております。それから振り込め詐欺等の被害防止の関係でございますけれども、消費者連絡協議会、こういった組織がございますので、こういったネットワークも通じながらこういった情報は出していくという形になっております。先般、民生委員のお話をさせていただきましても、そういう機会がございましたものですから、直接そういう形の中できちっとした情報を皆さんに伝えた方がよろしいということで、させていただいたということでございます。そういった機会を利用しながら勿論、このネットワークも使いながら被害防止に繋がるような、効果を生むような取り組みを進めてまいりたいこのように思っております。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） DV等々の方に対する周知でございますけれども、事前に申請書等を含めたご案内を差し上げる中でですね、そういった特殊な事情のある方、例えばこの場合は、一つの世帯に、一つの住民基本台帳の世帯の中に、籍を置かないで、例えば学校に行っているという場合もありうるわけですが、そういった状況というの

は住基上では検索できない状況にあります。ですからそういった事情も含め、あるいはDV等々様々な事情があると思いますので、そういった事情のある方に対して、この制度上は扶養関係があるとかないとかということが大きな要因になると思いますが、そういった書類を見せていただく、コピーを添付していただくというような内容で、できるだけ取り上げられる方向で検討しておりますし、そういう広報、チラシ、防災無線等々を使ってできるだけ広く、100パーセントできるかどうかは別としまして、皆さんがお知りになれるような情報の提供の在り方を含め、機会を含め取り進めていきたい、このように考えております。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方から一時所得の件でご答弁申し上げます。子育て応援特別手当につきましては、定額給付金とは異なり一時所得として課税対象となるものがございます。ただし、この一時所得につきましては50万円の特別控除がございます。したがって50万円の他の一時所得が無い限り課税所得が発生しないものということで、国の方からそういう考え方が示されておりますが、これらにつきましては21年分の所得として来年の確定申告等で所得の確定がされるところでございます。福祉課と関連する課と連絡を密にしながら21年中の所得が確定する前にそれらの情報をきちっと連携を取りながら調整してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。他にございませんか。

●14番（竹田議員） 14番。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●14番（竹田議員） 定額給付金とそれから子育て応援特別手当の部分で、国に対してこの対象者が厚岸町がどのくらいいるよということで、計算されてそれで交付金を求めて、それから国から町に交付金として町に入ってくるんですね。計算時に対象になったその、たとえば何人という人数によって対象になるんですけども、実際、支払われる計算した時期、それから実際支払われる時の時点で亡くなっていた方に対しては、本人に当然届かなくなる。となると、宙に浮いてしまう形にそのお金がなるように、思うんですけどもそれはたとえば国から入ってきたものは、宙に浮いたお金はどういう処置をされていくのか。また、町に入ってしまったから個人に給付されなかった分の宙に浮いた分、これらの関係はどういう処置をするのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長）　まず定額給付金の国からの交付金等の関係でございますけれども、この定額給付金につきましては、あくまでも実際に給付がされたという部分、事務費は別にしまして。事業費につきましては実際に給付がされた部分について国から交付がされるということになります。ですから申請におきましては、100パーセント、仮にですね、これからの手続きは概算申請、正式申請というような部分、手続きを踏んでいくような形になるかと思っておりますけれども、たとえば100パーセントの部分を受けますというような形で申請しても、結果として今、言われたように実際には亡くなられて家族も誰もいらっしゃらないから、受け取る人がいないので、いわゆる世帯主がいないという形の中で給付が現実的には受けられないという方もいらっしゃいますし、それから自ら給付を辞退するという方も中にはいらっしゃるかもしれない。そういう形の中で数が変わってきます。数字も変わってきますけれども、それは最終的には精算が行われてその定まった金額のみ国から事業費として給付がされるという形になります。先に入っていればお返しするという形になろうかと思っております。

●議長（南谷議員）　14番、竹田議員。

●14番（竹田議員）　わかりました。次なんですけれども、もらったおかげで税金がかからないのかかるようになってくるといふ人たちというのは、こう、税の対象になる人とならない対象の人というふうに、さっき説明であったと思うんですけれども、そういう人たちというのは、次年度になって初めてわかってくるといふんですけれども、そういう人たちというのは、予告として自分で計算されないで一時的にもらおうと思ってもらってしまったおかげで、次年度にその対象になってしまったと、チクショウという形になって、その現状がおきる人とおきない人というのは、そういう人に対する対応っていうんですかね、ぎりぎりの線の人というか、そういう人の町の対応策というのは、どういうふうに町民サービスという形でやっていくのかどうなのか。本人があくまでも計算してちゃんとやりなさいって言うのであれば、あまりにも可哀そうすぎるかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　私の方からご答弁申し上げます。まず、定額給付金につきましては、昨年末の与党税制大綱におきまして非課税とすることとされているということで、まだ、関連税制に関する法律が全て通ったわけではございません。与党税制改正大綱において非課税とされることとするということで、それで法案が出されるということでございます。それから子育て応援特別手当につきましては、これは一時所得としていわゆる課税の対象となるということでございます。一時所得につきましては、簡単に申しあげますと、例えば生命保険の契約に基づく一時金、それから賞金等のもの、賞金等に関わる商品、例えば懸賞の賞金等、それから株式等による所得等で、ある程度一時所得的なものはご本人様は50万円以上あるということが一定程度推測できると思っております。したがって、一時所得となりますというようなことを国の指導としては、こういう

状況で、たとえば特別控除の50万円を超えた場合には、課税の対象になりますよということをも十分周知するようにというのがありますので、その辺につきましては交付する際に当然、説明文書として、こういう場合はこうこうこうですと、こういう所得に該当してこうなりますと、いうものも含めた中で十分周知した上で、いわゆる不利にならないように、そういう対応を取って関係課と連携しながら取っていくようにしたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

●2番（堀議員） 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●2番（堀議員） 私の方からお願いなんですけれども、今回の定額給付金と子育て応援特別手当、これに関して事務処理の予算だけがあげられて本体予算、定額給付金及びその手当についてはですね、国会の方での審議が終わった段階で速やかなる補正なりの計上がされるものだとは思っているんですけれども。その時にお願いしたいのが、どのような厚岸町から世帯に通知が行って、そして世帯の方から厚岸町に返すものはどういうものを返すんだと、本人確認の書類というものはどういうものが必要なんだという、そして厚岸町がその申請を受け取ってから交付までの日にちというのはどのくらいかかるのかというものがわかる資料を、その本体予算をあげる時に出していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 事務作業につきましては、給付の部分につきましては、可能であれば私どもですね、年度内に初期に申請のあった方については、年度内支給ができるように形の中でスケジュールを今、考えてございます。ただ、今、おっしゃるような、まだ、見えない部分がたくさんあります。例えば、まだサンプル的なものが示されていない。そういうような部分がございまして、確実なスケジュールというのは決めていません。まだ決めておりませんが、そういったような形の中で努めて年度内に支給するように進めてまいりたいというふうに思っております。なお、そういうスケジュールについては、次期の提案する段階でお示しする形を取りたいというふうに思っております。資料を出す形にしたいと思います。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 定額給付金での今のまちづくり推進課長の答弁に、全く同じような形になると思います。日程等に含めて同時に進行させていただきたいと思っております。然るべき要綱と書式等が国から示される予定でおりますので、これをお示ししたい

と考えてございます。

- 議長（南谷議員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし。」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、意見書案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎議事係長） （朗読省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります、音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

- 1番（音喜多議員） 1番。

- 議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

- 1番（音喜多議員） ただ今上程いただきました意見書案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について、提出者の私より少し説明させていただき、議員各位のご理解とご賛同を心からお願い申し上げる次第であります。ただ今、議会事務局より朗読いただきました内容に尽きるわけでございますが、国による過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として初制定されて以来、現行4度目の過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、約40年にわたり特別措置が講じられてきました。その間当町は、平成2年度の3度目の過疎地域活性化特別措置法から今日まで20年にわたり具体的には過疎地域の活性化をはじめ地域格差の是正などを目的として過疎対策事業債の発行や補助率の嵩上げなど産業基盤や生活環境の整備を進めるための国による特別措置が講じられ、社会基盤の整備が進められてきたところであります。しかしこれらの対策を上回る国内外の経済社会情勢の変化により、農山漁村を中心とする過疎地域においては、一定の収入が確保できる雇用の場が減少してきたこと、医療など生活を支えるサービス水準の維持が難しくなってきたことから、依然として人口減少が続いているほか、地域の自立的な組織を支える社会基盤の整備についても都市などとの格差が残されており、このままでは地域の維持、存続が危ぶまれる状況にあります。

このため現行の過疎地域自立促進特別措置法の21年度末切れを目前にし、過疎地域の実情を踏まえ、地域の自主性を十分に生かしつつ活性化させるというこれまでの過疎対策の枠組みを活かした形で、新たな過疎対策法の制定を強く要望しなければならないとの、議員協議会一致の下、提出させていただいたわけでございます。どうぞ、議員各位の絶大なるご理解とご承認を賜りますようお願い申しあげまして、私の提案説明とさせていただきます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審査は全部終了いたしました。よって、平成21年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前11時52分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年 2月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
